

第20回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日(火) 午前9時～午前11時00分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 12名  
会長 15番 重村 耕一郎  
会長代理 1番 梶 重明            9番 神掛 ちず子  
委員 3番 山崎 忠茂            10番 中尾 隆  
4番 園山 秀国            11番 竹ノ内 春則  
6番 前田 格男            12番 興邊 雄次  
7番 清水 隆一            13番 上水流 政俊  
8番 萩原 とよ子
4. 欠席委員 3名 (2番福島昌信, 5番高橋慶生, 14番山口華)
5. 議事日程
  - (1) 開 会
  - (2) 議事日程について
  - (3) 議事録署名委員の指名について
  - (4) 会期の決定について
  - (5) 事務局報告
    - ① 合意解約報告書 (125件)
    - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (7件)
  - (6) 付議事件及び順序について
    - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
    - 日程第2 農地法第3条に規定による許可申請について (議案 6件)
    - 日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 3件)
    - 日程第4 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 1件)
    - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 2件)
    - 日程第6 令和7年度農作業標準賃金及び農作業標準作業料金の決定について (議案 1件)
    - 日程第7 農業委員の辞任に関する同意について (議案 1件)
  - (7) その外農政一般事項
  - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 局長補佐 管理調整係長 補助員

議 長 それでは只今から、第20回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 本日は、高橋委員、福島委員が所用のため、出席できない旨の届が、また竹ノ内委員が少し遅れる旨の届が出ております

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、1番梶代理と4番園山委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が125件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書125件です。番号1。貸人、湧水町田尾原 ○○○○。借人、鹿児島市 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 田尾原字供養塚○○ 畑 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年10月1日から令和10年9月30日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年2月27日。番号2。貸人、湧水町川西 ○○○○。借人、鹿児島市 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 中津川字田ノ神ノ下○○ 田 ○○㎡外2筆 計3筆 合計面積○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年12月31日から令和9年12月30日及び令和2年2月1日から令和12年1月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年1月31日。番号3。貸人、滋賀県 ○○○○。借人、鹿児島市 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 川西字新中野○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年2月1日から令和12年1月31日。解約の理由、基盤法への利用権設定内容変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年1月31日。以下番号4も基盤法への利用権設定内容変更による解約です。番号5。貸人、湧水町恒次 ○○○○。借人、鹿児島市 鹿児島県地域振興公社。土地の所在、恒次字石作○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年11月1日から令和12年10月31日。解約の理由、AtoAからAtoBへの利用権設定内容変更のため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年3月30日。番号6。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、鹿児島市

鹿児島県地域振興公社。土地の所在 木場字下佐牟田〇〇 畑 〇〇㎡  
外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期  
間、平成29年2月1日から令和9年1月31日。解約の理由、土地を交  
換するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年  
3月30日。番号7。貸人 湧水町米永 〇〇〇〇。借人、湧水町米永 〇  
〇〇〇。土地の所在、米永字古川〇〇 田 〇〇㎡ 外1筆 計2筆で〇  
〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年4月1日から令  
和9年3月31日。解約の理由、ほかの場所に農地を集約するため。利用  
権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年1月12日。以下、番  
号8から番号20までは、耕作者の農地集約による合意解約です。内容に  
ついてはご確認をお願いします。番号21。貸人、湧水町米永 〇〇〇〇。  
借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在、米永字平川〇〇 田 〇〇㎡。  
あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和5年1月24日から令和1  
5年1月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃  
借権。土地の引渡し時期、令和7年1月12日。番号22。貸人、湧水町  
米永 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 米永字石ノ  
本〇〇 畑 〇〇㎡ 外1筆 計2筆で〇〇㎡。あっせん等の希望は無で  
す。契約の期間、令和5年1月24日から令和15年1月31日。解約の  
理由 耕作条件が悪いため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの  
時期、令和7年1月12日。番号23。貸人、伊佐市菱刈 〇〇〇〇。借  
人、湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在 北方字立野原〇〇 田 〇〇㎡  
外1筆 計2筆で 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令  
和5年5月26日から令和10年4月30日。解約の理由 耕作者を変更  
するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年1月1  
7日。以下番号24から番号31までは耕作者の変更による合意解約です。  
内容についてはご確認をお願いします。番号32。貸人、湧水町木場 〇  
〇〇〇。借人、湧水町恒次 〇〇〇〇。土地の所在 恒次字竹下〇〇 田  
〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年6月24日か  
ら令和7年5月31日。解約の理由 土地を売買するため。利用権の種類、  
使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年1月29日。以下、番号33  
から番号34までは土地の売買による合意解約です。内容についてはご確  
認をお願いします。番号35。貸人、霧島市隼人町 〇〇〇〇。借人、湧  
水町米永 〇〇〇〇。土地の所在 米永字梨木〇〇 田 〇〇㎡ 外田4  
筆 計5筆 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和6年  
5月24日から令和16年4月30日及び令和2年4月24日から令和7  
年4月30日。解約の理由は、所有者が耕作するため。利用権の種類、使

用貸借権。土地の引渡しの時期，令和7年1月30日。番号36。貸人，湧水町幸田 〇〇〇〇。借人，湧水町幸田 〇〇〇〇。土地の所在 幸田字前島〇〇 田 〇〇㎡ 外田9筆 畑3筆 計13筆 合計〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，平成29年4月1日から令和9年3月31日。解約の理由 土地を生前贈与するため。利用権の種類，使用貸借権。土地の引渡しの時期，令和7年1月29日。番号37。貸人，湧水町北方 〇〇〇〇。借人，湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在 北方字京田〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和5年4月1日から令和10年3月31日。解約の理由 所有者が耕作するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和7年2月3日。番号38。貸人，福岡市早良区 〇〇〇〇。借人，湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 木場字村前〇〇 畑 〇〇㎡ 外畑4筆 計5筆で 面積〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和2年2月26日から令和12年2月28日。解約の理由 基盤法から中間管理事業への利用権設定変更。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和7年2月3日。以下，番号39も利用権設定変更による合意解約です。内容についてはご確認をお願いします。番号40。貸人，湧水町北方 〇〇〇〇。借人，湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在 北方字土穴〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和2年4月24日から令和11年12月31日。解約の理由 耕作者を変更するため。利用権の種類，使用貸借権。土地の引渡しの時期，令和7年2月3日。以下，番号41から番号47までは耕作者の変更に伴う合意解約です。内容についてはご確認下さい。番号48。貸人，湧水町木場 〇〇〇〇。借人，湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 木場字片ツ山〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和5年3月27日から令和8年3月31日。解約の理由 規模縮小のため。利用権の種類，使用貸借権。土地の引渡しの時期，令和7年2月10日。以下，番号49までは規模縮小に伴う合意解約です。内容についてはご確認をお願いします。番号50。貸人，湧水町木場 〇〇〇〇。借人，湧水町米永 〇〇〇〇。土地の所在 米永字下床〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和4年4月1日から令和9年3月31日。解約の理由 所有者が耕作するため。利用権の種類，使用貸借権。土地の引渡しの時期，令和7年2月10日。番号51。貸人，湧水町米永 〇〇〇〇。借人，湧水町米永 〇〇〇〇。土地の所在 米永字会田〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和3年1月1日から令和7年12月31日。解約の理由 耕作者を変更するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和7

年2月10日。番号52。貸人，湧水町幸田 ○○○○。借人，湧水町幸田 ○○○○。土地の所在 幸田字池田○○ 田 ○○㎡ 外田1筆 計2筆で○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和3年5月1日から令和8年4月30日。解約の理由 規模縮小のため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和7年2月10日。番号53。貸人，湧水町米永 ○○○○。借人，湧水町米永 ○○○○。土地の所在 米永字永田○○ 田 ○○㎡ 外田1筆 計2筆で○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和6年4月1日から令和8年12月31日。解約の理由 耕作者を変更するため。利用権の種類，使用賃借権，賃借権。土地の引渡しの時期，令和7年2月4日。番号54。貸人，始良市加治木町 ○○○○。借人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在 北方字大牟田原○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和2年4月1日から令和7年3月31日。解約の理由 耕作期間を延長するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和7年1月15日。以下番号55から番号125までは基盤法での耕作期間の延長による合意解約です。内容についてはご確認をお願いします。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ，以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が7件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 27ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が7件です。番号1。権利取得者，湧水町川添 ○○○○。権利取得日，令和6年3月15日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川添新村○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外6筆 計7筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者，鹿児島市 ○○○○。権利取得日，令和6年12月17日。取得事由，包括遺贈。権利の種類，所有権。土地の所在，北方中三鳥○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は有です。次に番号3。権利取得者，湧水町川西 ○○○○。権利取得日，令和6年9月13日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川西六ツ江○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者，霧島市 ○○○○。権利取得日，令和7年1月14日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，米永會田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号5。権利取得者，

湧水町幸田 ○○○○。権利取得日，令和6年11月18日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，幸田谷口○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号6。権利取得者，湧水町恒次 ○○○○。権利取得日，令和7年1月7日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，恒次浜ノ場○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外4筆 計5筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は2筆が有で，残り3筆は無です。次に番号7。権利取得者，湧水町川西 ○○○○。権利取得日，令和6年12月16日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川西新中野○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長  
1 番  
事 務 局

只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

2番の包括遺贈とは何ですか。

この方は，相続人がいなかったもので，この○○さんという方が裁判所から指名されたということです。この包括遺贈とは，財産を特定しないで，全部又は一部をまとめて遺贈するということになるということです。例えば，どこどこの宅地を遺贈しますではなく，その財産の何割を遺贈しますよというようなものが包括遺贈になるということです。

1 番  
事 務 局

だれから遺贈されたのですか。

施設に入所されていた○○○○さんという方で，御家族の方もいらっしゃらなくて，どのような経緯があって，この○○さんとお知り合いになられたか分かりませんが，この方を指定して，持っている財産を全て○○さんに渡すというようなことを公証役場でちゃんと手続きされたということになります。

1 番

この包括遺贈というのは，○○さんが亡くなる前に，○○さんと知り合いになって，遺言として○○さんにあげていいですよということで公証役場が受理をして，裁判所で決定されて，○○さんが全部相続をしたということですか。生前贈与と同じ考え方でいいのですか。

事 務 局

生前に○○さんに，亡くなったら贈与しますということで，手続きをされたということになります。それが遺贈になります。

議 長

外にありませんか。

(なしの声)

議 長

外にご質問ご意見等が無ければ，以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長

以上で事務局報告を終わります。

議 長

次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第182号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず，利

用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

28ページです。日程第1議案第182号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から整理番号154号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田243,938㎡,畑80,255㎡,小計324,193㎡です。29ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田224,395㎡,畑72,831㎡,計294,305㎡。次に使用貸借分の田が19,543㎡,畑7,424㎡,計26,967㎡です。合計で田が243,938㎡,畑80,255㎡,合計324,193㎡です。30ページから68ページに記載してありますので、ご確認ください。以上です。

議長

順を追って審査します。まず、整理番号1号から整理番号3号を審査します。整理番号1号から整理番号3号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長

休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1号から整理番号3号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号3号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号3号については、承認することに決定しました。

議長

〇〇委員の出席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議長

休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号4号から整理番号6号を審査します。整理番号4号から整理番号6号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長

休憩を閉じ会議を開きます。整理番号4号から整理番号6号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ、整理番号4号から整理番号6号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。整理番号4号から整理番号6号については、承認することに決定しました。
- 議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。  
(○○委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号7号から整理番号8号を審査します整理番号7号から整理番号8号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、○○番○○委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。  
(○○委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号7号から整理番号8号について、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号7号から整理番号8号については、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号7号から整理番号8号については、承認することに決定しました。
- 議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。  
(○○委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号9号から整理番号19号を審査します。整理番号9号から整理番号19号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、○○番○○委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。  
(○○委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号9号から整理番号19号について、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号9号から整理番号19号については、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号9号から整理番号19号については、承認することに決定しました。
- 議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。  
(○○委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号20号を審査します。整理番号20号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制

限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号20号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号20号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号20号については、承認することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号22号を審査します。整理番号22号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号22号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号22号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号22号については、承認することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号21号並びに整理番号23号から整理番号154号を審査します。整理番号21号並びに整理番号23号から整理番号154号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号21号並びに整理番号23号から整理番号154号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号21号並びに整理番号23号から整理番号154号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、利用権設定の審査を終わります。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号から整理番号5号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 28ページです。所有権移転です。地区別集計表の真ん中をご覧ください。田が16,940㎡ 畑が3,685㎡ 小計20,625㎡です。次に70ページをご覧ください。議案第182号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について。

(2) 所有権移転です。整理番号1。土地の所在 川西字走馬〇〇 地目は登記及び現況ともに田 農振内農地で 面積は〇〇㎡ 外1筆の計2筆で〇〇㎡です。渡人, 湧水町川西 〇〇〇〇。受人, 湧水町川添 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡です。利用目的は水稻で, 売買価格は〇〇万円。移転時期及び引渡時期は, 令和7年2月25日。受人は認定農業者です。次, 整理番号2。土地の所在 川西字新中野〇〇 地目は登記及び現況ともに田, 農振内農地で 面積は〇〇㎡。渡人, 湧水町川西 〇〇〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡。利用目的は水稻で, 売買価格は〇〇万円。移転時期, 引渡時期は令和7年2月25日。受人は認定農業者です。次, 整理番号3。土地の所在 川西字新中野〇〇 地目は登記及び現況ともに田 農振内農地で 面積〇〇㎡ 外田1筆 計2筆 面積〇〇㎡。渡人, 湧水町川西 〇〇〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇〇〇。利用目的は水稻で, 売買価格は〇〇万円です。移転時期, 引渡時期は令和7年2月25日。次, 整理番号4。土地の所在 中津川字山神下〇〇 地目は登記及び現況ともに田, 農振内農地で 面積は〇〇㎡ 外田1筆 計2筆で〇〇㎡。渡人, 鹿児島市 〇〇〇〇。受人, 湧水町中津川 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡。利用目的は水稻で, 売買価格は〇〇万円。移転時期, 引渡時期は令和7年2月25日。受人は認定農業者です。次, 整理番号5。土地の所在 幸田字前畠〇〇 地目は登記及び現況ともに田, 農振内農地で 面積は〇〇㎡ 外田9筆 畑3筆の計13筆で〇〇㎡。渡人, 湧水町幸田 〇〇〇〇。受人, 湧水町幸田 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡。利用目的は水稻, 野菜で, 親子による生前贈与です。移転時期, 引渡時期は令和7年2月25日。受人は認定農業者です。以上です。

議 長 順を追って審査します。まず整理番号1号を審査します。整理番号1号については, 農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に, 〇〇番〇〇委員が抵触しますので, 退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ, 会議を開きます。整理番号1号については, 現地調査が行わ

れていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 2 番 1 2 番興邊が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案 182 号整理番号 1 の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページから 5 ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況については、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 1 号は調査委員の報告は承認相当ということですので。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号 1 号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。  
(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に、整理番号 2 号を審査します。整理番号 2 号についても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 番 1 番柗が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第 182 号整理番号 2 の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、6 ページから 7 ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況については、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 2 号は調査委員の報告は承認相当ということですので。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号 2 号については、承認することに決定しました。

- 議 長 次に、整理番号3号を審査します。整理番号3号についても現地調査が行われていましたので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 1 番 1番柁が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第182号整理番号3の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、8ページから11ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況については、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号3号については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に、整理番号4号を審査します。整理番号4号についても現地調査が行われていましたので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 1 番 1番柁が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第182号整理番号4の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、12ページから13ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況については、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号4号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号4号については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に、整理番号5号を審査します。整理番号5号についても現地調査が行われていましたので、調査委員の報告をお願いいたします。

- 5 番 5番前田が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第182号整理番号5の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の14ページから21ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況については、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号5号は調査委員の報告は承認相当と  
いうことです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。整理番号5号については、承認することに決定しま  
した。
- 議長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。
- 議長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について を議題と  
します。議案第183号から議案第188号までの6議案を一括上程します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 72ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可  
申請について。議案第183号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字走  
馬〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、宮崎県国富町 〇  
〇〇〇。受人、湧水町般若寺 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。  
労力総数3。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第  
184号。権利、所有権移転。土地の所在、川添字風呂ノ元〇〇 地目は田  
農振内 面積は〇〇㎡ 外9筆 計10筆 合計面積〇〇㎡です。渡人、  
湧水町川西 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は  
〇〇㎡です。労力総数3。申請事由は規模拡大。売買価格は10aあたり〇  
〇万円です。次に議案第185号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字  
須行〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町川西 〇  
〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労  
力総数3。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第186  
号。権利、所有権移転。土地の所在、鶴丸字河間〇〇 地目は田 農振内  
面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町鶴丸 〇〇。受人、伊佐市大口 〇〇〇  
〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売  
買価格は〇〇万円です。次に議案第187号。権利、所有権移転。土地の所

在，恒次字竹下〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人，湧水町恒次 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 188 号。権利，所有権移転。土地の所在，恒次字猪ノ丸〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町恒次 〇〇〇〇。受人，鹿児島市 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。以上です。

- 議 長 農地法第 3 条の許可区分は，湧水町農業委員会です。
- 議 長 順を追って審議します。
- 議 長 まず，議案第 183 号について審議します。議案第 183 号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。
- 1 2 番 1 2 番興邊が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 183 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 2 2 ページから 2 4 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 183 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 183 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に，議案第 184 号について審議します。議案第 184 号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。
- 1 番 1 番梶が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 184 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 2 2 ページ，2 5 ページから 3 4 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 184 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 184 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 185 号について審議します。議案第 185 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 番 1 番柗が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 185 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 22 ページ、35 ページから 36 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 185 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 185 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 186 号について審議します。議案第 186 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 番 1 番柗が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 186 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 22 ページ、37 ページから 38 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 186 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 186 号につきましては、許可相当と認め許可

することに決定しました。

議 長 次に、議案第 187 号について審議します。議案第 187 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 187 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 39 ページから 41 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 187 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 187 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 188 号について審議します。議案第 188 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 188 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 39 ページ、42 ページから 43 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており、特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 188 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 188 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 189 号から議案第 191 号までの 3 議案を一括上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

75 ページです。日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について。議案第189号。権利，土地の所在，般若寺字堀ノ内〇〇。地目は畑。農振外。〇〇㎡。地種は2種。申請人，湧水町般若寺 〇〇〇〇。形態は転用。用途は一般住宅。申請事由，相続に備えて現況に合わせる。議案第190号。権利，土地の所在，般若寺字堀ノ内〇〇。地目は畑。農振外。〇〇㎡。地種は2種。申請人，湧水町般若寺 〇〇〇〇。形態は転用。用途は事務所駐車場。申請事由，相続に備えて現況に合わせる。議案第191号。権利，土地の所在，般若寺字堀ノ内〇〇。地目は畑。農振外。〇〇㎡。地種は2種。申請人，湧水町般若寺 〇〇〇〇。形態は転用。用途は公衆用道路。申請事由，相続に備えて現況に合わせる。以上です。

議長

順を追って審議しますが，それぞれの申請地については隣接しており，関連がありますので，一括で現地調査の報告をお願いします。

12番

12番興邊が報告します。農地法第4条に係る議案第189号から議案第191号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の44ページから53ページをご参照ください。周囲の状況は，議案第189号については，北は宅地，東は雑種地，南は畑，西は事務所駐車場です。議案第190号については，北は道路，東は地，南は畑，西は道路です。議案第191号については，北は道路，東は事務所駐車場，南は畑と宅地，西は畑です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，位置図，配置図，被害防除計画書及び誓約書，始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」，また転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長

只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長

それでは，順を追って審議します。

議長

まず議案第189号を審議します。議案第189号につきましては，調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第189号につきましては，許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。

- 議 長 次に、議案第 190 号を審議します。議案第 190 号につきましても、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 190 号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 191 号を審議します。議案第 191 号につきましても、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 191 号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請について を終わります。
- 議 長 日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 192 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 7 6 ページです。日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について。議案第 192 号。権利、賃借権設定。3 年間の一時転用です。所在、恒次字米嚙〇〇、地目畑 農振外 〇〇㎡、外畑 8 筆 計 9 筆 面積〇〇㎡。農地区分は 2 種。貸人、湧水町幸田 〇〇〇〇。借人、宮崎県小林市 〇〇〇〇。用途、土砂の一時貯留。申請事由、隣接する産業廃棄物処分場の土砂を一時仮置きするためです。以上です。
- 議 長 議案第 192 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 6 番 6 番前田が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 192 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 4 ページから 5 8 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は山林、東は山林、南は山林、西は山林です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、平面図、被害防除計画書及び誓約書、農地復元計画書等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 9 番 9 番中尾です。賃借料が〇〇円と記載がありますが、これは全部ですか。それとも反当ですか。
- 事 務 局 こちらについては、年額〇〇円で総面積に係る分です。

議長 ほかにありますか。

4番 4番園山です。産廃処分場の一時仮置きということですが、申請事由が土砂というふうに記載してありますが、参考資料の58ページには資源化や焼却処理等の資源化を行っても最終処分せざるを得ない廃棄物の適正処理となっていますが、これは焼却灰とかのことではないかと思うのですが。そのような場合、3年間仮置きして、その後、この広大な面積を再生するのかどうか。土砂でないのであれば気になりますが、そのあたりを詳しく教えて下さい。

事務局 今回の土砂については、この最終処分場を建設するために穴を掘って、掘った土を農地に仮置きするために3年間一時転用をおこなうということで転用申請がなされたものです。

4番 つまり、仮置き予定地のそばに最終処分場の建設が決まっています、その工事をするためということですか。

事務局 そうです。

議長 ほかにありますか。  
(なしの声あり)

議長 外にご質問ご意見等がなければ、議案第192号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、転用面積が3,000㎡を超えることから、県定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第192号につきましては、許可相当と認め県定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。

議長 以上で、農地法第5条の規定による許可申請について を終わります。

議長 日程第5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第193号から議案第194号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 77ページです。日程第5 非農地証明願の申請審議について。議案第193号。願出人、鹿児島市 ○○○○。土地の所在、中津川字山神下○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして申請地は平成17年頃から耕作放棄され、雑木や竹林が生育したため山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号、第3号、第4号、第6号です。次に議案第194号。願出人、湧水町恒次 ○○○○。土地の所在、恒次字浜場○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成元年頃から耕作放棄され、鳥獣被害もあり原

野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第4号です。以上です。

議長 順を追って審議します。まず、議案第193号を審議します。議案第193号については現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

12番 12番興邊が報告します。非農地証明願いに係る議案第193号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の59ページから62ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成17年頃から耕作放棄され雑木や竹林が生育したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第4号、第6号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 外にご質問ご意見等がなければ、議案第193号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案193号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第194号について審議します。議案第194号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

9番 9番神掛が報告します。非農地証明願いに係る議案第194号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の63ページから66ページをご参照ください。調査意見は、平成元年ごろから耕作放棄され、また道路がなく農地へ行くことができない土地であると判断しました。なお周囲は雑種地・道路等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第4号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

- 議 長 外にご質問ご意見等がなければ、議案第 194 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案 194 号につきましては、非農地と認め 非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。
- 議 長 日程第 6，令和 7 年度農作業標準賃金及び農作業標準作業料金の決定についてを議題とします。議案第 195 号を上程します。事務局の説明をお願いいたします。
- 事 務 局 78 ページになります。日程第 6 議案第 195 号。令和 7 年度農作業標準賃金及び農作業標準作業料金の決定について。2 月 7 日に受委託組織と J A を含めた中での農作業標準賃金調査検討会を開催いたしました。検討会では、令和 7 年度の作業賃金及び作業料金について議案書のとおり見直しを行いました。はじめに改定をすることとなりました理由について説明させていただきます。まず (1) 農作業標準賃金の方ですが、こちらは農業者の方が、作業員を臨時で雇用する際に目安となる一人当たりの賃金となっております。昨年 10 月に鹿児島県の最低賃金が 1 時間あたり 897 円から 953 円へ改定されました。昨年度より一日あたり 448 円あがっており、令和 7 年度は一日あたり 8 時間では 7,624 円となりますが、今年度より百円単位での表示にさせていただき、一日あたり 7,700 円で見直すものです。次に (2) 農作業標準作業料金についてです。農業者の方が外の農業者へ農作業を委託する際に支払う委託費の目安となる価格です。令和 5 年度は農作業を受託している方の機械の燃料費や修理等の負担が大きいため、数年ぶりに 500 円を目途に引き上げております。また近年燃料価格、農業用資材、機械等が高騰しており、また消費者物価指数の上昇、機械の修繕など農業を受託される方の負担が大きいため、今年度は 200 円程度の引き上げとさせていただきたいと思っております。ただし、畔ぬりにつきましては 1 メートル 60 円でしたが、円盤の消耗も激しく引き受ける方もあまりいないため、100 円としたところです。次のページに作業料金の一覧表を載せておりますので、ご覧いただき審議の方をお願いしたいと思います。以上です。
- 議 長 まず令和 7 年度農作業標準賃金について、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、令和 7 年度農作業標準賃金については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。令和7年度農作業標準賃金については、原案のとおり決定しました。次に、令和7年度農作業標準作業料金について、ご質問ご意見等ございませんか。
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、令和7年度農作業標準作業料金につきましても、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。令和7年度農作業標準作業料金につきましても、原案のとおり決定しました。
- 議 長 以上で、令和7年度農作業標準賃金及び農作業標準作業料金の決定について を終わります。
- 議 長 次に、日程第7 議案第196号農業委員の辞任に関する同意について を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 80ページです。日程第7 議案第196号 農業委員の辞任に関する同意について。湧水町長より農業委員の辞任に関する同意について諮問がありましたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項により同意を求めます。町長からの諮問を、読み上げます。湧総発第1422号 令和7年2月17日 湧水町農業委員会 会長 重村耕一郎 様。湧水町長 池上滝一。諮問、令和7年2月12日付けで、本職に対し、下記委員より辞任届が提出されたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づく農業委員の辞任に関する同意について、貴委員会の意見を求めます。記、  
1. 諮問事項 農業委員の辞任に関する同意について。2. 辞任を届け出た農業委員 ○○○○。農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項に、委員に正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるのとあります。この、農業委員会の同意は、農業委員会総会の議決、すなわち辞任申出者を除く、総会出席者の過半数の賛成によって認められるとなっております。なお、本日の議決結果については、議事録を添えて、速やかに任命権者である町長あてに答申いたします。以上です。
- 議 長 議案第196号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、○○番○○委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。  
(○○委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、お諮りします。議案第196号の採決について

は、挙手によって採決することとします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 196 号の採決については、挙手によって採決することに決定しました。

議 長 それでは、議案第 196 号を採決します。議案 196 号について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議 長 全員挙手であります。よって、議案第 196 号 農業委員の辞任に関する同意については、同意することに決定しました。

議 長 以上で、農業委員の辞任に関する同意について を終わります。

議 長 ○○委員の出席を求めるため、暫時休憩します。

(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第 20 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 11 時 00 分